

平成27年度 第2回和歌山市入札監視委員会 議事概要

開催日及び場所	平成28年3月17日(木) 市役所東庁舎4階 入札室	
出席委員氏名	井伊 博行(委員長) 池田 裕明(委員長職務代理者) 毛満 良子 齊藤 久美子 廣谷 行敏 五十音順	
審議対象期間	平成27年4月1日～平成27年9月30日	
抽出案件(総件数)	建設総務 3件	議 事 1 入札及び契約手続の実績状況等の報告 2 抽出工事及び業務に係る経緯等の審議 3 その他
	水道局 1件	
一般競争入札 (事前審査型)	建設総務 1件	
	水道局 1件	
一般競争入札 (事後審査型(郵送方式))	建設総務 1件	
	水道局 1件	
一般競争入札 (事後審査型(持参方式))	建設総務 1件	
	水道局 1件	
一般競争入札 (事後審査型(電子入札方式))	建設総務 2件	
	水道局 1件	
公募型指名競争入札	建設総務 1件	
	水道局 1件	
指名競争入札	建設総務 1件	
	水道局 1件	
随意契約	建設総務 1件	
	水道局 1件	
委員からの意見・ 質問、それに対する回答	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	なし	

和歌山市入札監視委員会
平成27年度 第2回会議録

<p>(建設総務課分)</p> <p>[事後審査型一般競争入札(電子入札方式)]</p> <p>① 河西橋水管橋(P1-P3)撤去工事</p>	<p>事務局(建設総務課): 抽出事案の概要説明</p> <p>本工事は、一級河川である紀の川に架かる河西橋の橋梁健全度が低下していることにより、市民に安全で快適な道路環境を確保することを目的とし、早急に安全な通行ができるよう橋梁の架け替えを行うため、管径600mm、杭長約30m鋼管6本水管橋支持杭の撤去を含む2スパンの既設河西橋水管橋の解体撤去工事になります。</p> <p>この工事の既設水管橋支持杭は、国交省との施工協議により、河川内の杭(橋脚)を抜き、全長撤去することが条件となっていますが、和歌山県内での施工実績が少なく、施工業者が限られたと考えられます。また、施工期間が非出水期である10月15日から翌6月15日と限られているなかで、仮橋工 距離120m、仮設スロープ工 距離31mの大規模な仮設橋の設置及び撤去があり、その占める賃料が高く、その安全面及び環境面での配慮が経費を高くしている原因になったと思われ、企業努力で経費を削減することができなかったと考えられます。また、一級河川紀の川での施工であるため、管理者である国土交通省和歌山河川国道事務所等と協議、調整が不可欠であり、元請業者の采配ですすめる工事ではなく、手間などの要素が多くなっていることもあり、入札参加者が少なく、落札率が高くなったと考えられます。</p> <p>委員: はい、わかりました。</p>
---	---

[事後審査型一般競争入札（電子入札方式）]

② 有功第1雨水幹線工事その4

事務局（建設総務課）：抽出事案の概要説明

本工事は、和歌山市有功地区の浸水被害軽減を図ることを目的とし、有功用水路に函渠を布設する工事です。

この函渠を計画する際、工法を比較検討した結果、当該施工条件（家屋が両側に近接した狭い道路、河川）に最も適しているオープンシールド工法を採用しています。

オープンシールド工法は、オープンシールド機を使用して土留めをしながら、シールド機掘進、ボックスカルバート据付、ボックスカルバート上部の埋戻しまでの作業を繰り返しながら施工する工法で、軟弱地盤や地下水位の高い砂地盤等で施工が可能で、浸水対策等で早期に工事を施工できるなど近隣住民の要望に応えられるなどの多くの利点を有しているものになります。

今回の工事は、今までに余り例のない工法（オープンシールド工法）であり、一般土木工事では、実績を重ねノウハウが備わった上ですることにも可能ではありますが、今回はノウハウもなく経費等削減に至らなかったため、実勢価格近くになったと考えられます。また、和歌山市園部地内にて平成24年以降継続的に行っていますが、それまで本市では10年くらい前に1度あるだけであり、全国でもまだ施工実績が少なく、県内においても、紀南で3件の施工実績しかないこともあり、入札参加者が少なく、落札率が高くなったと考えられます。

委員：はい、わかりました。

[事後審査型一般競争入札（持参方式）]

③ 杭ノ瀬診療所解体工事設計業務委託

事務局（建設総務課）：抽出事案の概要説明

本設計業務は、杭ノ瀬診療所の耐震性能の不足及び老朽化など様々な課題を抱えていることから、市民サービスの向上を目指して建替えを行うため、杭ノ瀬診療所解体工事に係る設計業務を委託し、現在、新しく杭ノ瀬児童館等複合施設として基本設計業務（平成27年12月15日に入札、業者選定済）を進めております。

解体してなくなる建物に対し設計業務を委託する必要性についてですが、解体工事の安全対策や解体に伴い発生する廃材の適正処理、また、アスベスト含有建材の適正な除去等、法令改正も踏まえて適正な解体工事費の算定を行うため、積算基礎となる数量の算出が必要であることから、解体工事に係る設計業務があり、また、解体後、新しく杭ノ瀬児童館等複合施設の建設を計画していることから、土壌調査、アスベスト分析及び既存構造物の基礎等、新設する建物が支障をきたさないよう現地での調査が必要で、既存建築物の図面では、基礎等把握しきれない部分があることから市の技術職員の力量や業務範囲から判断して当該業務の委託を実施しました。

現在、多くの自治体においても解体工事に係る設計業務を委託しており、本市においては、構造種別が木造等、容易な案件の解体工事費の算定については、技術職員が行っております。

委員：はい、わかりました。

【現場視察】

なし